

給水装置立入調査に関する実施要綱

(この要綱の目的)

第1条 この要綱は、給水装置に起因する水質事故を未然に防止し水道水の安全を確保するため、水道事業管理者が実施する水道法（昭和32年法律第177号）第17条第1項及び新潟市給水条例（昭和33年法律第32号。以下「条例」という。）第36条第1項に基づく給水装置検査（以下「立入調査」という。）の実施項目と、検査の結果水道水に汚染の危険性が認められた場合における取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(調査員)

第2条 立入調査は、給水装置課、秋葉工事事務所、北工事事務所、西蒲工事事務所の職員により行うものとする。

(調査の事前準備)

第3条 給水装置を検査する管理上の必要性を判断するにあたり、水道水の汚染に繋がる機器を有していると思料される施設の所有者又は使用者（以下「所有者等」という。）に対し、使用している機器等について調査を行う。

- 2 前項の調査は、主にアンケート調査によることとし、次の事項の確認を行う。
 - (1) 水を必要とする機器の使用の有無
 - (2) 水を必要とする機器を使用している場合の機器への給水方法
 - (3) 水を必要とする機器を使用している場合の機器の名称等
 - (4) その他

(調査対象施設)

第4条 立入調査を行う施設は、前条の調査の結果、施設において水を必要とする機器を使用していると回答したもの又はアンケートに対し回答がなかったものについて、調査期間を定めて実施するものとする。

(所有者等への通知)

第5条 立入調査を実施するときは、施設の所有者等に対し、次の事項について事前に通知してから行わなければならない。

(1) 調査日及び時間

(2) 調査員

(3) 調査方法

(4) 結果の通知方法

2 当該施設の所有者等による同意が得られないときは、立入調査はできない。

(調査日の変更)

第6条 立入調査の調査日について所有者等から変更の申し出があった場合は、調整を行なわなければならない。

(身分証明書の携帯等)

第7条 立入調査に従事する職員は水道局職員証を携帯し、関係者からの請求があったときはこれを提示しなければならない。

(立入調査における確認事項)

第8条 立入調査を実施する際には、給水装置の構造及び材質が水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規定による基準に適合していること及び条例第9条第1項の規定に基づき給水装置の管理が適切に行われていることを確認するものとする。

(結果の通知等)

第9条 立入調査により当該施設の給水装置の状況が次の各号に該当すると認められたときは、速やかにその項目について所有者に対し通知しなければならない。

(1) 給水装置が漏水、破裂のおそれがある構造又は材質であるとき

(2) 給水装置の使用方法に誤りがあるとき

(3) 給水装置に漏水が発見されたとき

(4) 水道水の汚染のおそれがある材料、器具等が発見されたとき

(5) 給水装置と水道水の汚染のおそれがある機器との直結又はクロスコネクションが

発見されたとき

(6) その他の改善を必要とする事項が認められたとき

2 調査の結果、当該施設に支障となる部分がなかったときは、別記様式による給水装置調

査票(以下「調査票」という。)にその旨を記入し、所有者等へ通知するものとする。

3 調査の結果第1項各号に該当する事項を発見したときは、調査票に改善項目を記入し、

所有者等に期限を定めて改善を指示しなければならない。

4 前項により改善を指示した施設については、期限経過後に再度調査を実施し改善箇所

の確認を行う。

(給水装置と機器との切離し)

第10条 調査の結果、当該施設の給水装置に直結している機器が水を汚染するものであつて、人の健康を害するおそれがあると判断できるときは、その水を使用することが危険である旨を所有者等に告知し、汚染を防止するために必要な措置を講ずるものとする。この場合において、調査員は調査票への所有者等の署名により同意を得なければならない。

(改善の警告)

第11条 第9条第4項の確認を行った結果、なお当該施設に改善が見られないときは、所有者等に対して改善の警告を発するものとする。

(給水の停止)

第12条 正当な理由がなく立ち入り調査を拒んだとき、又は前条の警告においても当該施設において改善が見られないときは、所有者等に対し条例第37条第2号及び第3号の規定によりその理由の継続する間、給水を停止することができる。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

給水装置調査票

年 月 日

設置場所			
社名・店名		布設番号	
所有者・使用者		立会人	

1. 給水装置の使用状況

No.	項目	(1)	(2)	(3)	(4)
1	使 用 水	水 道	井 戸 水	工 業 用 水	その他
2	給水方法	直 結	一部タンク以下	タンク以下	

(使用機器及びメーカー名並びに給水方式) その他の使用状況

2. 調査結果

- 本日調査したところ特に支障となる部分は見当たりませんでした。
 下記の指摘項目について給水装置を改善してください。
 なお、改善後は必ず下記連絡先に連絡願います。

対象	項目	内 容	対象	項目	内 容
配管状況	A	薬品、廃液中に配管されているので給水管が浸食されるおそれがあります。配管を直してください。	吐水口と満水面	H	吐水口と満水面との間隔が狭いので cm 以上離してください。
	B	露出配管で固定されていません。ウォータハンマー等により破裂するおそれがありますので固定してください。		I	他の水管と連結していますので早急に切り離してください。 1 井戸水 2 工業用水 3 タンク以降 4 循環水 5 その他
	C	屋内配管が露出しているので凍結により破裂するおそれがあります。凍結防止を行ってください。			
機器との直結	D	水道と直結できない機器はタンクを経由して取り付けてください。	摘要		
	E	ポンプ直結で配水管の水圧に影響を及ぼすおそれがありますので切り離しタンク以降の配管にしてください。			
	F	薬品を使用する機器と直結しているので切り離しタンク以降の配管として使用してください。			
	G	長いホースを使用しているので使用後は蛇口から取り外してください。			

(連絡先) 新潟市水道局

お客様専用フリーダイヤル 0120-411-002

担当者	
-----	--